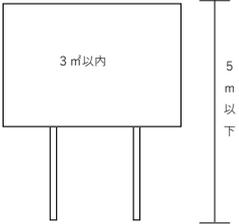
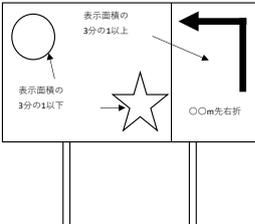
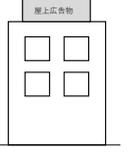
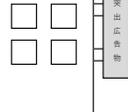
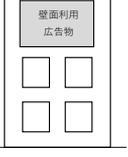
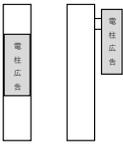
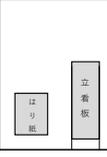


広告物の種類	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
<p>野立広告塔・広告板</p>  <p>野立広告塔 野立広告板</p>	自家	<p>広告塔 高さ：地上10m以下 表示面積：1面につき30㎡以内</p> <p>広告板 高さ：地上5m以下 表示面積：合計30㎡以内</p>	<p>広告塔 高さ：地上15m以下 表示面積：1面につき30㎡以内</p> <p>広告板 高さ：地上5m以下 表示面積：合計30㎡以内</p>	自家	<p>広告塔 高さ：地上15m以下 表示面積：1面につき30㎡以内</p> <p>広告板 高さ：地上5m以下 表示面積：合計30㎡以内</p>	
	案内	<p>○5者未満のとき 高さ：地上5m以下 表示面積：原則片面3㎡以内 ・両面表示の場合は同一寸法・同形状であること（各面の裏側が見えないようにすること） ・案内広告等を上下に並べて表示する場合は表裏各面の表示面積の合計がそれぞれ3㎡以内であること</p> <p>○5者以上のとき 表示面積：1掲出物件あたり10㎡以内かつ1者あたり2㎡以内 ・両面表示の場合は5者未満の場合と同様</p> <p>○案内表示 案内表示面積：表示面積の3分の1以上 ・事業所等に誘導するための地図・矢印・距離表記などで事業所等の名称は案内表示面積に含めない ・案内表示部分には案内表示以外の文字・写真・イラストを表示しない 写真・イラスト面積：表示面積の3分の1以下 地の色彩：明度3以上、彩度8以下 設置場所から案内先までの距離：10km以内 他の案内広告物との相互間距離：左右50cm・前後5m以上 電飾設備：動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く）等を使用しないものであること</p>  		案内	<p>広告塔 高さ：地上15m以下 表示面積：1面につき30㎡以内</p> <p>広告板 高さ：地上5m以下 表示面積：合計30㎡以内</p> <p>第1種普通規制地域のうち後退距離規制適用地域 ○5者未満のとき 高さ：地上5m以下 表示面積：原則片面5㎡以内 ・両面表示の場合は同一寸法・同形状であること（各面の裏側が見えないようにすること） ・案内広告等上下に並べて表示する場合は表裏各面の表示面積の合計がそれぞれ5㎡以内であること</p> <p>○5者以上のとき 表示面積：1掲出物件あたり15㎡以内かつ1者あたり3㎡以内 ・両面表示の場合は5者未満の場合と同様</p> <p>○案内表示 案内表示面積：表示面積の3分の1以上 ・事業所等に誘導するための地図・矢印・距離表記などで事業所等の名称は案内表示面積に含めない ・案内表示部分には案内表示以外の文字・写真・イラストを表示しない 写真・イラスト面積：表示面積の3分の1以下 地の色彩：明度3以上、彩度8以下 設置場所から案内先までの距離：10km以内 他の案内広告物との相互間距離：左右50cm・前後5m以上 電飾設備：動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く）等を使用しないものであること</p>	<p>広告塔 高さ：地上15m以下 表示面積：1面につき30㎡以内</p> <p>広告板 高さ：地上5m以下 表示面積：合計30㎡以内</p>
	一般	掲出不可		一般	<p>広告塔 高さ：地上15m以下 表示面積：1面につき30㎡以内</p> <p>広告板 高さ：地上5m以下 表示面積：合計30㎡以内</p> <p>第1種普通規制地域のうち後退距離規制適用地域は掲出不可</p>	
<p>屋上に設置するもの</p>  <p>屋上広告物</p>	自家	<p>建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物の上には設置不可</p> <p>高さ：建築物の高さの3分の2以下かつ5m以下</p>	高さ：建築物の高さの3分の2以下かつ10m以下	自家 案内 一般	<p>建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物の上には設置不可</p> <p>高さ：建築物の高さの3分の2以下かつ10m以下</p>	高さ：建築物の高さの3分の2以下かつ15m以下
	案内 一般	掲出不可				
<p>壁面から突き出すもの</p>  <p>壁面から突き出すもの</p>	自家	<p>表示面積：1面につき20㎡以内 外壁からの出幅：1.5m以下 下端の高さ：歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 上端は壁面を越えないものであること</p>		自家 案内 一般	<p>表示面積：1面につき20㎡以内 外壁からの出幅：1.5m以下 ○下端の高さ ・歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 ・歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 上端は壁面を越えないものであること</p>	<p>外壁からの出幅：1.5m以下 ○下端の高さ ・歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 ・歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 上端は壁面を越えないものであること</p>
	案内 一般	掲出不可				
<p>壁面を利用するもの</p>  <p>壁面利用 広告物</p>	自家	<p>壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること 表示面積 ○壁面1面の面積が300㎡未満のとき 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面1面の面積が300㎡以上のとき 壁面面積の10分の1以内または60㎡以内</p>		自家 案内 一般	<p>壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること</p> <p>表示面積 ○壁面1面の面積が300㎡未満のとき 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面1面の面積が300㎡以上のとき 壁面面積の10分の1以内または60㎡以内</p>	<p>表示面積 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内</p>
	案内 一般	掲出不可				
<p>幟を利用するもの</p>  <p>幟利用 広告物</p>	自家	<p>幟の上端及び両側端から突き出ないものであること 表示面積 ○幟1面の面積が300㎡未満のとき 幟面積の5分の1以内または15㎡以内 ○幟1面の面積が300㎡以上のとき 幟面積の10分の1以内または60㎡以内</p>		自家 案内 一般	<p>幟の上端及び両側端から突き出ないものであること</p> <p>表示面積 ○壁面1面の面積が300㎡未満のとき 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面1面の面積が300㎡以上のとき 壁面面積の10分の1以内または60㎡以内</p>	<p>表示面積 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内</p>
	案内 一般	掲出不可				

広告物の種類	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
アーケードに添加するもの 	自家 案内 一般	掲出不可		自家 案内 一般	表示規格 縦：0.4m以下 横：1.35m以下 幅：0.3m以下 同一街区では同一規格 下端：地上2.5m以上	
電柱・街灯柱等を利用するもの 	自家 案内 一般	○突き出すもの 表示規格 縦：1.2m以下 横：0.4m以下 下端：歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 個数：1本につき1個 ○巻き付けるもの 表示面積：1本あたりの合計は1㎡以内		自家 案内 一般	○突き出すもの 表示規格 縦：1.2m以下 横：0.4m以下 下端：歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 個数：1本につき1個 ○巻き付けるもの 表示面積：1本あたりの合計は1㎡以内	
消火栓標識柱を利用するもの 	自家 案内 一般	○吊り下げのもの 表示規格 縦：0.4m以下 横：0.8m以下 下端：歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 個数：1本につき1個		自家 案内 一般	○吊り下げのもの 表示規格 縦：0.4m以下 横：0.8m以下 下端：歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上 歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上 個数：1本につき1個	
はり紙・はり札・立看板等 	自家 案内 一般	○壁面利用の場合 壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること ○柵利用の場合 柵の上端及び両端端から突き出ないものであること 表示面積 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡未満のとき 壁面又は柵面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡以上のとき 壁面又は柵面積の10分の1以内または60㎡以内		自家 案内 一般	○壁面利用の場合 壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること ○柵利用の場合 柵の上端及び両端端から突き出ないものであること 表示面積 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡未満のとき 壁面又は柵面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡以上のとき 壁面又は柵面積の10分の1以内または60㎡以内	表示面積 壁面又は柵面積の5分の1以内又は15㎡以内
アドバルーン 	自家 案内 一般	表示規格 縦：20m以下 横：1.5m以下 ロープの長さ：取付箇所から50m以下		自家 案内 一般	表示規格 縦：20m以下 横：1.5m以下 ロープの長さ：取付箇所から50m以下	
広告幕・広告網 	自家 案内 一般	○道路を横断するもの 幅：1m以下 下端：地上5m以上 ○壁面利用の場合 壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること ○柵利用の場合 柵の上端及び両側端から突き出ないものであること 表示面積 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡未満のとき 壁面又は柵面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡以上のとき 壁面又は柵面積の10分の1以内または60㎡以内		自家 案内 一般	○道路を横断するもの 幅：1m以下 下端：地上5m以上 ○壁面利用の場合 壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること ○柵利用の場合 柵の上端及び両側端から突き出ないものであること 表示面積 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡未満のとき 壁面又は柵面積の5分の1以内または15㎡以内 ○壁面又は柵1面の面積が300㎡以上のとき 壁面又は柵面積の10分の1以内または60㎡以内	表示面積 壁面又は柵面積の5分の1以内又は15㎡以内
のぼり 	自家 案内 一般	表示面積：1面につき2㎡以内 道路の区域及び路端から5m以内の地域に表示・設置する場合は相互間距離を5m以上とすること		自家 案内 一般	表示面積：1面につき2㎡以内 道路の区域及び路端から5m以内の地域に表示・設置する場合は相互間距離を5m以上とすること	

【共通基準】

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものではないこと
- ・電飾設備を有するものは、屋間においても美観を損なわないものであること
- ・裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること
- ・周辺のまちなみや自然景観と調和するとともに、地域特性を活かした意匠とすること
- ・設置する数は、必要最小限度にとどめ、位置や配置などを工夫すること
- ・表示面積は、できる限り小さくすること
- ・広告塔や野立て看板等は、支柱部分等の形態などに配慮し、高さはできる限り低くすること
- ・彩度の低い色を使用し、使用する色数を減らし、配色を工夫すること
- ・蛍光塗料・反射素材は保安上必要なものを除き使用しないものであること
- ・構造は、地震、風雨等により破損し、又は倒壊するおそれのないものであること
- ・交通の妨害となるような位置に表示・設置しないこと
- ・信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げないこと
- ・高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く）から200m以内の特別規制地域の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものではないこと

区分	説明
自家	自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件
案内	道標、案内図版その他公衆の利便に供することを目的とする広告物
一般	上記以外の全ての広告物または掲出物件

【その他注意事項】

- ・屋外広告物を道路の区域に設置、又は道路の区域にはみ出して設置をする場合には道路占用許可等の手続を行うこと
- ・高さ4mを超える屋外広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく工作物確認申請手続きを行うこと
- ・その他屋外広告物の設置にあたり、関係法令を遵守すること
- ・他者が所有する土地に屋外広告物を設置する場合には、設置について所有者の承諾を得ること。